

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

茨城町長 小林 宣夫

市町村名 (市町村コード)	茨城町 ( 302 )
地域名 (地域内農業集落名)	石崎地区 ( 船渡、東永寺、飯塚、中山、金沢、新興農場、前原、中石崎親沢、中石崎荒地、中石崎福蔵、中石崎三条、枳原、長洲、遠西、前谷、下石崎後谷、台、若宮相野、若宮八光、若宮本田 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5年 9月 25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、田の面積461.86haに対し、普通作を中心とした担い手農業者は30経営体(15.40ha/1経営体あたり)。畑の面積744.49haに対し、畑作を中心とした担い手農業者は36経営体(20.68ha/1経営体あたり)となっている。集落の範囲を越えた農地集約の検討が必要であり、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

○担い手確保に向け、機械化や自動化等農作業の合理化が必要だが、そのための土台作りとして農地の基盤整備を進める。  
・傾斜地の解消とともに、給排水を整えるなどして、平坦で広大な農地の確保を図る。  
・大型機械の導入を見据え、農道整備や駐車場等の確保を図る。  
・農業機械の大型化や高性能化により、導入費用は多額になることが予想されるため、補助事業の積極的な活用を図る。  
・現在整備中の国営緊急農地再編整備事業に積極的に取り組み、担い手を確保する。  
・基盤整備により、耕作放棄地の解消など地域の環境改善への効果も期待できるため、耕作条件不利地域も整備の対象範囲として取り組む。  
○個人経営の農業者の高齢化により営農継続が困難な地域が生じないよう、法人化により担い手を確保するとともに、法人化で生じる強みを地域全体に上手に活用していく。  
○労働環境を整備し、農業に対する「汚れる」、「つらい」などのマイナスイメージを払拭するとともに、収入や休日などの面からも安心して就農できる環境づくりを目指す。  
○気候変動に負けない安定した経営ができるよう、国、県及び町等関係機関からの支援も活用し、栽培品目の選定や高収益作物の導入などを進める。  
○マーケティングや情報発信分野の人材活用により、販売単価の向上をはじめ、海外も視野に入れた供給体制の整備を進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,223 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,223 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内における今後中心となる担い手農業者の耕作面積のうち、後継者未定の耕作面積や、今後中心となる担い手農業者以外の耕作面積のうち今後貸し付け意向のある農地については、地域内における今後中心となる担い手農業者45経営体を中心に集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、国営緊急農地再編整備事業を活用し、沼前馬割干拓団地(東永寺)、船渡東永寺団地(船渡、東永寺、飯塚)、下石崎団地(遠西、台、長洲)の基盤整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、農業公社、農業経営・就農支援センター、県央農林事務所経営・普及部門、JA水戸等と連携して相談対応等に取り組む。また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、情報提供、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定農業者への移行に向けた相談対応等を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内の集落営農組織を活用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①ハクビシンやイノシシなどの被害が拡大しないよう、目撃情報や被害情報があった場合には罠の設置など速やかに対応できる体制を構築する。
- ②農薬や肥料などの資材価格高騰を受け、資材の使用量低減に関する技術・情報の収集、周知を行う。
- ③担い手が減少していく中で耕作面積を維持するため、スマート農業の活用を検討する。
- ④気候変動対応作物や高収益作物を導入し、マーケティングや情報発信分野の人材活用により潜在的価値を引き出し、海外も視野に入れた供給体制を構築する。
- ⑦多面的機能支払交付金事業と連携し、適切な農地の維持管理を行う。